平成２２年（フ）第２９０４号
福岡市早良区原団地75番502号
債務者　田中　　修
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９２０号
福岡市西区野方５丁目10番20号
債務者　**椛**島　誠喜
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９２３号
福岡市東区多の津５丁目１番８号
債務者　矢野真由美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９２４号
福岡市東区城浜団地12番301号
債務者　緒方　卓生
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９２７号
福岡市東区青葉７丁目38番12―204号
債務者　市川　昌和
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４８号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目１番13―1103号
債務者　松石　亮二
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３９０号
宮崎市大橋３丁目84番地　ロイヤルハイツ大橋605号
債務者　信和商事こと土橋裕二こと　田中敏五朗
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９１号
宮崎市大橋３丁目84番地　ロイヤルハイツ大橋605号
債務者　田中惠美子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４号
岩手県北上市上江釣子19地割25番地６
債務者　高橋　友子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第９８号
岩手県花巻市台第１地割172番地
債務者　小田島　泰
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１０９号
岩手県花巻市石鳥谷町新堀第16地割２番地
債務者　小山田育子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１２１号
岩手県花巻市松園町１丁目18番20号
債務者　藤原千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１２２号
岩手県北上市鳩岡崎３地割53番地６
債務者　澤田　真理
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１２５号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第４地割80番地11
市営石鳥谷駅西団地Ｂ棟23号
債務者　吉田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第６９号
秋田県能代市落合字下谷地57番地２
債務者　杉渕　将史
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第７２３４号
大阪市天王寺区生玉町５番27号
債務者　野口　　雄
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５４号
大阪府堺市南区赤坂台３丁９―22棟402号
湯之上功方、申立時の住所大阪市住吉区苅田１丁目６番18号　山野マンション107号
債務者　湯之上　徹
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部